

大垣市税条例の一部改正について

1 趣 旨

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により大垣市税条例の一部改正を行ったので、同条第3項の規定に基づき、報告するとともに承認を求めるもの。

2 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 肉用牛の売却の特例の延長

【附則第6条】

肉用牛の売却による、事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和12年度までとするもの。

② 優良住宅地の特例の延長

【附則第23条の2第1項、第2項】

優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和11年度までとするもの。

(2) 軽自動車税関係

・ 環境性能割の廃止

【第11条の3、第12条、第64条、第65条、第65条の3～9、第66条、第67条第1項・第2項、第67条の2、第69条第1項～第3項、第70条、第71条、第72条第1項・第2項、第4項・第5項、第73条第2項・第6項、附則第18条の2～6、附則第19条、附則第20条】

軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止するもの。これに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするもの。

(3) その他

地方税法等の改正に伴う、引用条項等の整備を行うもの。

3 施行期日

令和8年4月1日